

緊急告知 消防からのお願い



災害ごみは燃やさないでください!

先日発生した令和6年能登半島地震による災害ごみの焼却が、度々見受けられます。野焼きは、法律で禁止されており、地震で発生した災害ごみも例外ではありません。

また、災害ごみの焼却により、火災の発生、延焼が危惧されます。地震による苦しい状況は続いておりますが、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

なお、災害ごみの廃棄については、志賀町から案内があるまで、ご自宅で保管してください。



上の写真のような焼却はおやめください!



※ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生する行為を行う際には、**最寄りの消防署に届出**をして下さい。(羽咋郡市広域圏事務組合火災予防条例第45条)

※ 廃棄物(ごみ)等を野焼きした場合は、**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**のいずれか、または両方が科せられることがあります。(廃掃法第25条)

【お問合せ】 志賀消防署 : 32-1776
志賀消防署富来分署 : 42-1211
志賀町環境安全課 : 32-9321